

2019年2月25日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都港区港南一丁目2番70号  
プレミア投資法人  
代表者名 執行役員 高橋 達哉  
(コード番号 8956)  
資産運用会社名  
プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 香月 重人  
問合せ先 取締役 財務部長 大寺 健之  
(TEL: 03-6630-4611)

## 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

プレミア投資法人は、本日開催の役員会において、2019年3月27日に開催予定の第10回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）への規約変更及び役員選任に係る議案の付議に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

### 記

#### 1. 規約変更の主な内容と理由

(1) 第3条、第27条関係

本投資法人の本店所在地を、2019年6月28日までに開催される役員会において決定する本投資法人の本店移転日をもって、東京都港区から東京都千代田区に変更するものです。

(2) 第20条、第27条関係

法令番号を除き、日付を和暦表記から西暦表記に変更するものです。

(規約変更に関する詳細については、添付資料「第10回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

#### 2. 役員選任について

現執行役員 高橋達哉（たかはし たつや）並びに現監督役員 飯沼春樹（いいぬま はるき）及び墓祐二（だい ゆうじ）は、2019年3月31日をもって任期満了となるため、本投資主総会に執行役員1名及び監督役員2名の選任についての議案を提出します。

なお、第9回投資主総会にて補欠執行役員に選任された高橋達哉は、前執行役員 奥田孝浩の辞任に伴い執行役員に就任したため、現在、本投資法人の補欠執行役員は不在となっています。また、現補欠監督役員の選任に係る決議は、2019年3月31日をもって効力を失います。つきましては、執行役員及び監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名及び補欠監督役員1名の選任について議案を提出します。

(1) 執行役員候補者

香月重人（かつき しげひと／新任）（注）

（注）重要な兼職に該当する事実

香月重人は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。

(2) 監督役員候補者

飯沼春樹（いいぬま はるき／重任）（注）

墓祐二（だい ゆうじ／重任）（注）

（注）重要な兼職に該当する事実

飯沼春樹は、飯沼総合法律事務所の代表者です。

墓祐二は、公認会計士 墓祐二事務所の代表者であり、かつ、株式会社 ABP の代表取締役社長です。

(3) 補欠執行役員及び補欠監督役員候補者

補欠執行役員 大寺健之（おおでら たけし／新任）

補欠監督役員 尾関純（おぜき じゅん／新任）

(役員選任に関する詳細については、添付資料「第10回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

**3. 日程**

2019年2月25日 本投資主総会提出議案の本投資法人役員会での承認  
2019年3月11日 「第10回投資主総会招集ご通知」発送（予定）  
2019年3月27日 本投資主総会開催（予定）

以上

**【添付資料】第10回投資主総会招集ご通知**

- ※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- ※ 本投資法人のホームページアドレス <https://www.pic-reit.co.jp>

(証券コード：8956)  
2019年3月11日

投資主各位

東京都港区港南一丁目2番70号  
プレミア投資法人  
執行役員 高橋達哉

## 第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年3月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、規約第20条第8項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

規約第20条第8項

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。この場合、議案について賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

## 記

1. 日 時： 2019年3月27日（水曜日） 午前10時00分  
2. 場 所： 東京都港区芝浦三丁目4番1号  
グランパーク プラザ棟3階会議室  
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項：

#### 決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件  
第2号議案： 執行役員1名選任の件  
第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件  
第4号議案： 監督役員2名選任の件  
第5号議案： 補欠監督役員1名選任の件

以 上

---

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日は投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト (<https://www.pic-reit.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきますので、ご了承ください。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案：規約一部変更の件

##### 1 変更の理由

##### (1) (第3条、第27条関係)

本投資法人の本店所在地を、2019年6月28日までに開催される本投資法人の役員会において決定する本投資法人の本店移転日をもって、東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。

##### (2) (第20条、第27条関係)

法令番号を除き、日付を和暦表記から西暦表記に変更するものであります。

##### 2 規約の変更内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

※下線は変更部分を示します。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>第20条（投資主総会に係る事項）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>平成29年</u>3月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集し、以降、隔年毎の3月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集するものとする。</p> <p>2. 前項に基づき投資主総会を招集する場合には、<u>平成28年</u>12月末日及び以降、隔年毎の12月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において、議決権を行使することのできる投資主とする。</p> <p>3. ～12. （記載省略）</p>	<p>第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>第20条（投資主総会に係る事項）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>2017年</u>3月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集し、以降、隔年毎の3月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集するものとする。</p> <p>2. 前項に基づき投資主総会を招集する場合には、<u>2016年</u>12月末日及び以降、隔年毎の12月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において、議決権を行使することのできる投資主とする。</p> <p>3. ～12. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第27条（雑則）</p> <p>本規約は、<u>平成14年</u>4月22日に定められた。</p> <p>本規約は、<u>平成14年</u>7月16日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>平成16年</u>4月23日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>平成18年</u>4月21日に改訂された。但し、当該改訂は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号、その後の改正を含む。）の施行日から効力を生じる。</p> <p>本規約は、<u>平成20年</u>4月18日に改訂された。但し、当該改訂は、<u>平成20年</u>5月1日から効力を生じる。</p> <p>本規約は、<u>平成22年</u>4月14日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>平成23年</u>3月25日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>平成25年</u>3月22日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>平成27年</u>3月20日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>平成29年</u>3月28日に改訂された。</p>	<p>第27条（雑則）</p> <p>本規約は、<u>2002年</u>4月22日に定められた。</p> <p>本規約は、<u>2002年</u>7月16日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>2004年</u>4月23日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>2006年</u>4月21日に改訂された。但し、当該改訂は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号、その後の改正を含む。）の施行日から効力を生じる。</p> <p>本規約は、<u>2008年</u>4月18日に改訂された。但し、当該改訂は、<u>2008年</u>5月1日から効力を生じる。</p> <p>本規約は、<u>2010年</u>4月14日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>2011年</u>3月25日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>2013年</u>3月22日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>2015年</u>3月20日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>2017年</u>3月28日に改訂された。</p> <p>本規約は、<u>2019年</u>3月27日に改訂された。但し、当該改訂のうち、<u>第3条（本店の所在地）の改訂は、2019年6月28日までに開催される本投資法人の役員会において決定する本投資法人の本店移転日から効力を生じる。</u></p>

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

現執行役員 高橋達哉は、2019年3月31日をもって任期満了となりますので、2019年4月1日付けで、新たに執行役員1名の選任をお願いいたしますと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第21条第3項の定めにより、就任する2019年4月1日より2年とします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
か つき しげ ひと 香 月 重 人 (1960年1月11日)	1984年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 2005年5月 日本電信電話株式会社 第四部門 I R 室長 2007年8月 NTTファイナンス株式会社 先端技術投資部長、国際営業部長兼務 2010年7月 東日本電信電話株式会社 財務部長 2013年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 財務部長 2014年6月 同社 取締役 財務部長 2016年6月 同社 取締役 経営企画部長、ITイノベーション部担当、財務部担当 2017年6月 同社 常務取締役 経営企画部長、ITイノベーション部担当、財務部担当 2018年6月 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長（現職）	5口

### ・重要な兼職に該当する事実

執行役員候補者 香月重人は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。

### ・投資法人との特別な利害関係

上記を除き、該当ありません。

### ・所有する本投資法人の投資口数

執行役員候補者 香月重人は、投資口累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を2018年12月31日付けで5口（1口未満切り捨て）所有しております。

### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

第9回投資主総会にて補欠執行役員に選任された高橋達哉は、前執行役員 奥田孝浩の辞任に伴い執行役員に就任したため、現在、補欠執行役員は不在であります。つきましては、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第21条第4項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
おお 寺 健 之 (1964年4月15日)	1988年4月 日本電信電話株式会社 入社 2005年7月 東日本電信電話株式会社 秋田支店 企画部長 2006年5月 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 企画総務部 担当部長 2009年8月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 経営企画部 担当部長 2013年4月 同社 考査室長 2018年7月 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役 2018年8月 同社 取締役 財務部長 (現職)	0口

#### ・重要な兼職に該当する事実

補欠執行役員候補者 大寺健之は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結しているプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社の取締役財務部長です。

#### ・投資法人との特別な利害関係

上記を除き、該当ありません。

なお、上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。



#### 第4号議案：監督役員2名選任の件

現監督役員 飯沼春樹及び<sup>だい</sup>基祐二は、2019年3月31日をもって任期満了となりますので、2019年4月1日付けで、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第21条第3項の定めにより、就任する2019年4月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
1	飯沼春樹 (1948年4月19日)	1976年4月 弁護士登録 1978年4月 飯沼総合法律事務所開設 同所 代表者(現職) 2002年5月 本投資法人 監督役員(現職) 2016年6月 株式会社日本格付研究所 社外 取締役(現職) 大東紡織株式会社(現 ダイト ウボウ株式会社) 取締役監査等 委員(現職)	0口
2	基祐二 (1955年1月20日)	1978年11月 監査法人朝日会計社(現 有限 責任あずさ監査法人) 入社 1982年9月 公認会計士登録 2001年5月 同監査法人 代表社員(現 パー トナー) 2011年7月 同監査法人 東京事務所第2事 業部副事業部長 2013年7月 公認会計士 基祐二事務所開設 同所 代表者(現職) 2013年9月 株式会社ABP設立 同社 代表取締役社長(現職) 2014年6月 株式会社エスクロー・エージェ ント・ジャパン 取締役(現 職) 山下ゴム株式会社 監査役(現 職) 2015年4月 本投資法人 監督役員(現職) 2015年12月 株式会社ニーズウェル 監査役 (現職) 2016年6月 株式会社コロナ 取締役監査等 委員(現職)	0口

- 重要な兼職に該当する事実

監督役員候補者 飯沼春樹は、飯沼総合法律事務所の代表者です。

監督役員候補者 基祐二は、公認会計士 基祐二事務所の代表者であり、かつ、株式会社A B Pの代表取締役社長です。

なお、両候補者は現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

- 投資法人との特別な利害関係

両候補者について、該当ありません。

## 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

現補欠監督役員 櫻井憲二の選任に係る決議は、2019年3月31日をもって効力を失います。つきましては、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第21条第4項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了するときまでとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する 本投資法人の 投資口数
お ぜき じゅん 尾 関 純 (1956年4月3日)	1979年4月 東京国税局入局 1984年1月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あ ずさ監査法人）入社 1986年3月 公認会計士登録 2004年5月 同監査法人 代表社員（現 パート ナー） 2016年7月 公認会計士 尾関会計事務所開設 同所 代表者（現職） 2017年6月 株式会社テクノメディカ 取締役監査 等委員（現職） 2018年6月 図書印刷株式会社 監査役（現職）	0口

- ・重要な兼職に該当する事実

補欠監督役員候補者 尾関純は、公認会計士 尾関会計事務所の代表者です。

- ・投資法人との特別な利害関係

該当ありません。

なお、上記補欠監督役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

### <参考事項>

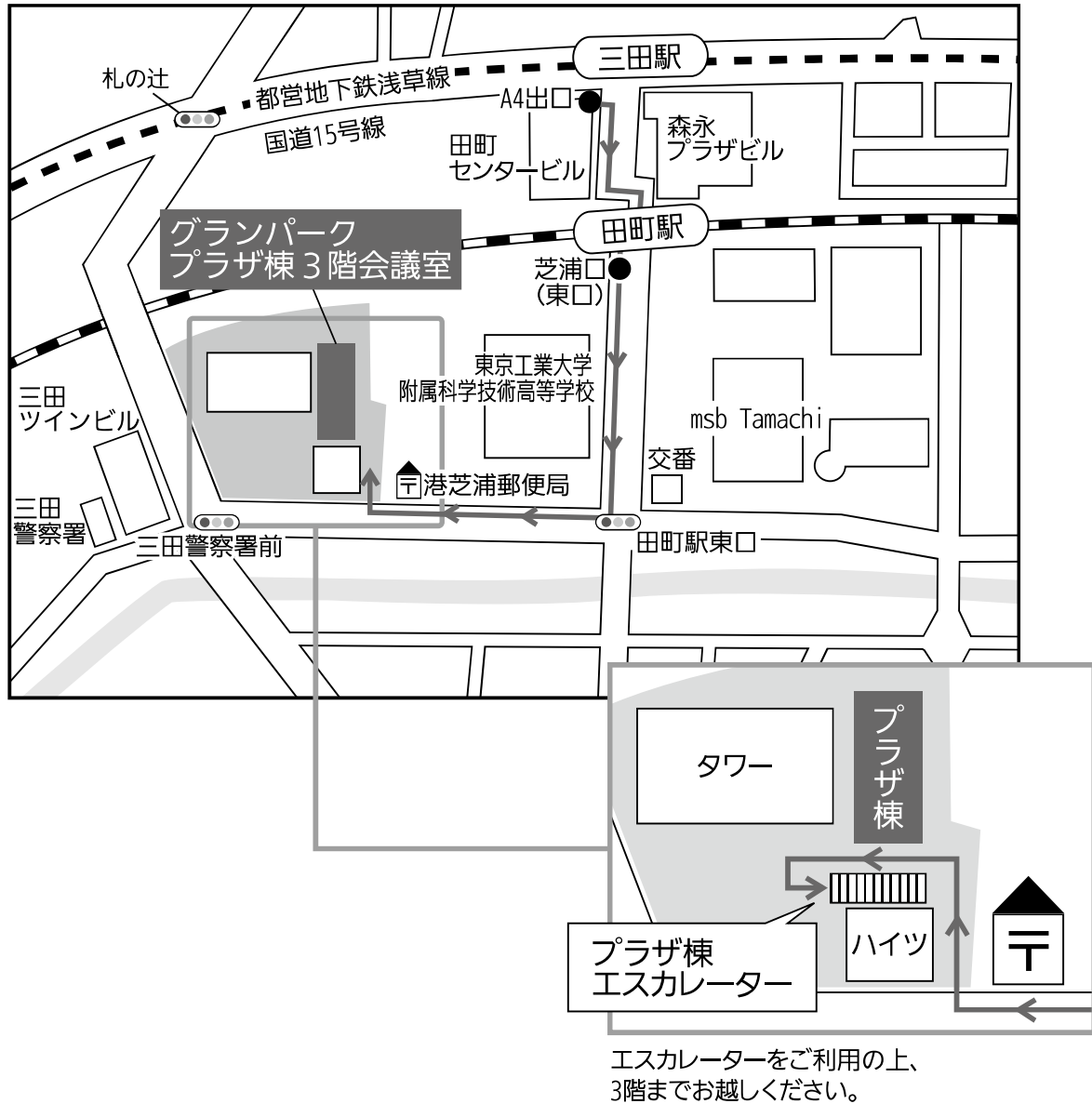
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第20条第8項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

## 第10回投資主総会 会場ご案内図

会場 東京都港区芝浦三丁目4番1号  
グランパーク プラザ棟3階会議室  
電話 03-5441-2100



### 交通手段のご案内

<JR線>山手線・京浜東北線 田町駅芝浦口(東口)から徒歩約5分  
<地下鉄>都営地下鉄浅草線・三田線 三田駅A4出口から徒歩約7分